

イオン健康保険組合
加入者の皆様

イオン健康保険組合

令和元年台風第 19 号に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて

令和元年台風第 19 号により被災された皆様に対し、心よりお見舞い申し上げます。

被災された方々の保険医療機関での一部負担金の取扱いについて、被害の甚大な状況に鑑み、一部負担金等の猶予及び免除を実施いたします。

【記】

1. 猶予及び免除する一部負担金の範囲

保険医療機関等での以下の一部負担金等の支払いを猶予及び免除いたします。

- ・ 一部負担金（通常 3 割負担）
- ・ 保険外併用療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く）
- ・ 訪問看護療養費に係る自己負担額
- ・ 家族療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く）
- ・ 家族訪問看護療養費に係る自己負担額

2. 対象者の要件

(1) 及び (2) のいずれにも該当する加入者であること。

(1) 令和元年台風第 19 号に係る災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用市町村に住所を有する（台風発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。）健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)の被保険者又は被扶養者であること。

(2) 令和元年台風第 19 号により、次のいずれかに該当された者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水、またはこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、または休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

3. 取扱いの期間

令和元（2019）年 10 月 12 日から 2020 年 1 月 31 日まで。

【問合せ先】イオン健康保険組合（業務課）TEL043-212-6048 までお願い致します。

※災害救助法適用市町村の確認は下記、ホームページで確認できます。

内閣府HP：令和元年台風第 19 号に伴う災害にかかる災害救助法の適用について

アドレス⇒ http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

以上